

事業概要

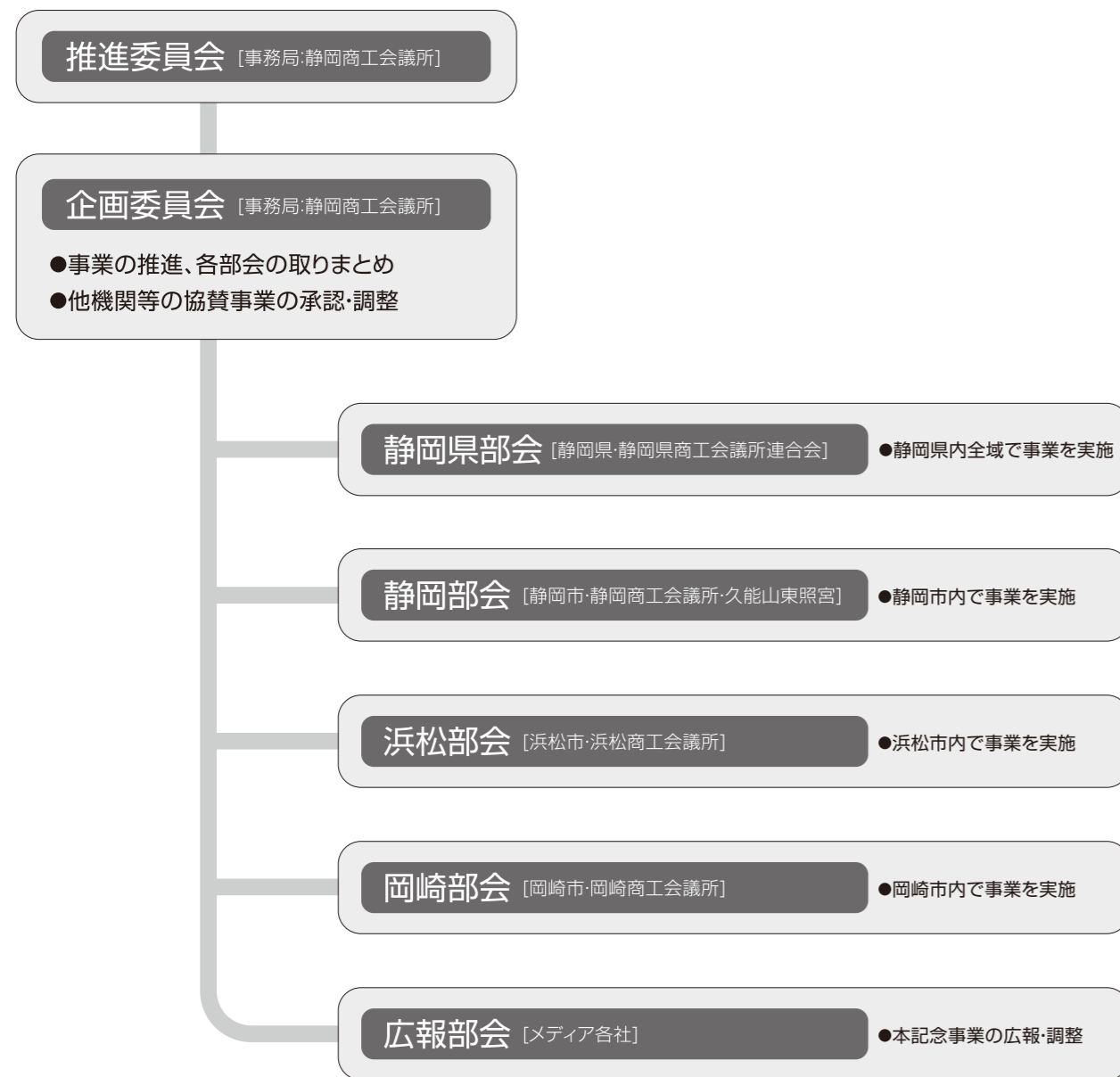
徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会では、「家康公四百年祭」の円滑な事業の推進と、全国の家康公ゆかりの地域や企業、民間団体等が実施する事業を支援するため、企画委員会を設置した。

企画委員会では、家康公四百年祭全体に係る事業を実施したほか、地域毎の部会で実施する事業の取り

まとめや共催・後援事業やシンボルマーク使用承認を行った。

地域毎の部会では、緩やかな連携のもと、それぞれの地域の特性を活かした家康公四百年祭事業を積極的に実施した。

組織体制



推進委員会役員名簿

役職	所属	氏名
会長	徳川宗家第18代当主	徳川 恒孝
副会長	静岡市長	田辺 信宏
副会長	浜松市長	鈴木 康友
副会長	岡崎市長	内田 康宏
副会長	静岡商工会議所会頭	後藤 康雄
副会長	浜松商工会議所会頭	大須賀正孝
副会長	岡崎商工会議所会頭	古澤 武雄
顧問	静岡県知事	川勝 平太
相談役	久能山東照宮宮司	落合 偉洲
理事	鈴与(株)	鈴木 與平
理事	(株)静岡新聞・静岡放送(株)	松井 純
理事	(株)静岡銀行	神谷聰一郎
理事	浜松倉庫(株)	中山 正邦
理事	静岡商工会議所副会頭	櫻井 透

役職	所属	氏名
理事	静岡商工会議所副会頭	酒井 公夫
理事	静岡商工会議所副会頭	岩崎 清悟
理事	静岡商工会議所副会頭	山田 訓史
理事	静岡商工会議所副会頭	村上 光廣
理事	浜松商工会議所副会頭	岡部比呂男
理事	浜松商工会議所副会頭	石井 義勝
理事	浜松商工会議所副会頭	山本 敏博
理事	浜松商工会議所副会頭	石川 晃三
理事	浜松商工会議所副会頭	藤田 正治
理事	岡崎商工会議所副会頭	大林 市郎
理事	岡崎商工会議所副会頭	田口 竜也
理事	岡崎商工会議所副会頭	服部 良男
理事	岡崎商工会議所副会頭	小原 睦
監事	河野法律事務所	河野 誠

※平成27年12月31日現在 (順不同・敬称略)

企画委員会委員名簿

委員長	静岡商工会議所 副会頭	櫻井 透
委員	静岡県 文化・観光部 観光交流局長	藤原 直宏
委員	(一社)静岡県商工会議所連合会 専務理事・事務局長	杉 雅俊
委員	浜松市 企画調整部長	山名 裕
委員	浜松商工会議所 専務理事	森 猛
委員	岡崎市 経済振興部長	宮本 貞夫
委員	岡崎商工会議所 専務理事	齋藤 眞澄
委員	久能山東照宮 権宮司	姫岡 恭彦
委員	静岡市 家康公四百年祭事業推進本部長	中島 一彦
委員	静岡商工会議所 専務理事	熱川 裕
コーディネーター	静岡新聞社・静岡放送	小澤 誠

※平成27年12月31日現在 (順不同・敬称略)

関係会議の開催状況

回	開催日	議題等
第1回	平成23年7月21日(木)	・推進委員会の設立について ・推進委員会会則について
第2回	平成24年8月31日(金)	・組織変更に伴う会則改正(案)について ・事業概要(案)及びスケジュールについて
第3回	平成25年7月24日(水)	・平成25年度事業計画及び収支予算の一部変更(案)について ・徳川家康公顕彰四百年記念事業の英語表記について
第4回	平成27年1月17日(土)	・平成25年度事業報告(案)及び収支決算(案)について ・平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について ・平成26年度事業進捗状況及び収支決算見込みについて ・平成27年度事業予定について
第5回	平成28年2月3日(水)	・徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会解散について

回	開催日	議題等
第1回	平成24年10月9日(火)	・企画委員会の組織及び運営について ・推進委員会 平成25年度事業計画・収支予算案について ・シンボルマーク デザイン案について ・公式ホームページの立上げについて ・各部署の関連事業予定について
第2回	平成25年2月15日(金)	・シンボルマークの使用について ・各部署の25年度事業予定について
第3回	平成25年6月28日(金)	・NHK大河ドラマ要望および第3回推進委員会について ・家康公四百年祭の英語表記について ・ピンバッジの制作について ・全体事業、新規提案事業、各部署からの報告
第4回	平成25年12月16日(月)	・平成25年度収支状況、平成26年度事業計画・予算(案)について ・全体事業、新規提案事業、各部署からの報告
第5回	平成26年5月21日(水)	・平成25年度収支決算報告について ・平成26年度事業計画(案)・収支予算(案)について ・今後の事業スケジュールの共有について ・全体事業、新規提案事業、各部署からの報告
第6回	平成26年9月8日(月)	・1/17 オープニングイベントについて ・12/26 講演会等について ・イベント情報パンフレットについて ・全体事業、各部署からの報告
第7回	平成27年4月25日(土)	・平成26年度事業報告(案)・収支決算(案)について ・平成27年度事業計画(案)・収支予算(案)について ・全体事業、各部署からの報告

回	開催日	議題等
第1回	平成24年11月1日(木)	・徳川家康公顕彰四百年記念事業について ・広報部会の設置について
第2回	平成25年6月11日(火)	・徳川家康公顕彰四百年記念事業の進捗状況について
第3回	平成26年6月2日(月)	・今後の「家康公四百年祭」の事業予定について
第4回	平成26年12月8日(月)	・「家康公四百年祭」の具体的事業内容について

推進委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、徳川家康公顕彰四百年記念事業(以下「四百年記念事業」という。)を開催することにより、広く国民に徳川家康公の御遺徳を全国、そして世界へ発信し、家康公に縁ある地域の観光・文化政策の上でも大きな効果を得ることを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、四百年記念事業の準備、運営、実施等の事業を行う。

第2章 組織

(組織)

第4条 推進委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、徳川記念財団理事長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1)関係機関及び団体、企業の役職者
- (2)学識経験を有する者その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 推進委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1)副会長 6名以内
- (2)理事 20名以内
- (3)監事 2名以内

2 副会長及び理事は、会長が委嘱する。

3 監事は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、推進委員会の会計その他の事務を監査する。

4 理事は、推進委員会の構成員として、事業の審議を行う。

(顧問)

第7条 推進委員会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、推進委員会の目的達成のために必要な重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(相談役)

第8条 推進委員会に、相談役を置く。

2 相談役は、会長が委嘱する。

3 相談役は、推進委員会の事業遂行に関する重要事項について、意見を述べる事ができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から第18条の規定に基づき推進委員会が解散するまでとする。

2 第4条第3項第1号に掲げる委員が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 推進委員会に、次の会議を置く。

- (1)総会
 - (2)企画委員会
- 2 前項に定めるもののほか、推進委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1)会則に関する事項
- (2)四百年記念事業の準備、運営、実施等の基本となる計画に関する事項
- (3)事業計画及び事業報告に関する事項
- (4)予算及び決算に関する事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、四百年記念事業開催に係る重要な事項

5 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない役員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があるときは、役員以外の者に総会出席を求めることができる。

(企画委員会)

第12条 企画委員会は、会長が委嘱する者をもって構成する。

2 企画委員会は、会長から付託された事項について調査審議し、又は企画立案し、その結果を推進委員会に報告する。

3 第9条第1項の規定は、企画委員会の委員の任期について準用する。

4 企画委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 推進委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第15条 推進委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第16条 監事は、推進委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第17条 推進委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 推進委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 推進委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成23年7月21日から施行する。

(経過措置)

推進委員会の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成24年3月31日までとする。

(施行期日)

この会則は、平成24年8月31日から施行する。

徳川家康公顕彰四百年記念事業各部会の概要

静岡市 ■徳川家康公顕彰四百年記念事業 静岡部会事業実施本部

活動期間

平成25年8月9日～
平成28年3月31日

部会委員

・静岡商工会議所 ・静岡市自治会連合会 ・久能山東照宮 ・静岡市

部会コンセプト

静岡部会事業実施本部は静岡市等で開催される事業を円滑に開催することにより、広く住民の記念事業への参加意欲を喚起し、家康公に関する魅力と功績を未来に継承する活動を促し、全国に向けた情報発信をもって本市の地域経済の活性化及び文化振興に寄与することを目的に組織され、下記の4つの視点に基づき事業を実施した。

1 家康公のまちとしての誇りの確立

・市民参画事業への助成
・家康公検定

2 歴史的都市空間の創造

・駿府天下泰平まつり
・歴史探検熱気球 in 駿府城公園

3 家康公にならった国際交流都市の創造

・国際交流シンポジウム
・朝鮮通信使関連事業

4 家康公を活かした地域ブランドの確立

・日本のまつり
・各種プロモーション
・シンボルオブジェ「家康公ねぶた」

岡崎市 ■徳川家康公顕彰四百年記念事業岡崎部会

活動期間

平成24年11月26日～
平成28年3月31日

部会委員

・岡崎市 ・岡崎商工会議所 ・岡崎市観光協会 ・岡崎活性化本部
・岡崎市青年経営者団体連絡協議会

部会コンセプト

家康公生誕の地であり、全国各地の大名ともなっていた多くの三河武士たちのふるさとである岡崎の知名度アップと家康公を核とした交流人口の増加による地域活性化を目的に、下記の事業を実施した。

1 「家康公と三河武士のふるさと 岡崎」の知名度アップ

・家康公や三河武士の子孫を招いての座談会、シンポジウム
・グレート家康公「葵」武将隊、オカザえもんの活用
・お笑い芸人による「家康公四百年祭おかざきPR隊」
・ラッピング電車、ラッピングバス

2 家康公に対する認識度のアップ、誇り醸成

・家康公検定
・講演会「家康公に学ぶ」、視察見学会
・人材育成(歴史かたり人、小学校ワークショップ)

3 おもてなし回遊促進

・早めぐりツアー
・家康公クーポン、竹千代クーポン
・天下泰平マルシェ

4 市民参加型イベントなど

・岡崎城まつり
・田んぼアート
・提灯行列(家康公生誕祭)

浜松市 ■徳川家康公顕彰四百年記念事業浜松部会

活動期間

平成25年5月14日～
平成28年3月31日

部会委員

・浜松市 ・浜松商工会議所 ・浜松観光コンベンションビューロー
・浜松市文化振興財団 ・静岡文化芸術大学 ・浜松公園緑地協会
・家康楽市実行委員会 ・浜松まちなかにぎわい協議会
・静岡戦国プロジェクト実行委員会

部会コンセプト

浜松は家康公が“出世”の足掛かりとした地であること、浜松時代の家康公のストーリーが世間に広く知られていないことから、浜松部会では、“出世”と“見える化”をキーワードに事業を実施した。さらに、事業の展開にあたり、下記の6つの柱を設けた。

1 若き日の家康公を「創る」

2 三方ヶ原の戦いを「創る」

2 「出世パワースポット」を「創る」

4 歴史的価値付けで「売る」

5 にぎわい創出で「売る」

6 総合プロデュースで「売る」

その方針に沿い、「徳川家康公 3D 肖像」や「三方ヶ原の戦いジオラマ」、「徳川家康公立体しかみ像」、「二公像(家康公・秀吉公)」などの作品制作をメインとして、各種イベントを実施した。

